

徳島県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和2年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル			1.9E-1	1.6E+1	16.0
64	エトフェンプロックス	1.0E+1	1.6E+1	2.7E+0	1.2E+1	41.6
117	テブコナゾール				1.3E+0	1.3
139	トラロメトリン			2.6E+0	9.5E-1	3.5
140	フェンプロパトリン			1.2E+0		1.2
153	テトラメトリン	1.1E+2	8.9E+0	1.0E+2	4.8E-2	222.6
181	ジクロロベンゼン	2.4E+2	2.4E+2			482.4
225	トリクロルホン		8.3E+0			8.3
248	ダイアジノン		8.9E-1			0.9
251	フェニトロチオン		2.2E+2	1.5E+0		222.2
252	フェンチオン	2.5E+0	8.1E+1	2.5E+0		85.9
256	デカン酸				1.8E+0	1.8
350	ペルメトリン	1.4E+1	4.5E+1	8.5E+0	2.6E+1	93.1
405	ほう素化合物		9.0E-2	2.3E+1	5.7E-1	24.1
427	カルバリル			8.9E+1		88.6
428	フェノブカルブ			5.7E+1	7.0E+1	127.1
457	ジクロールボス	5.1E+1	8.0E+2			847.3
合 計		4.3E+2	1.4E+3	2.9E+2	1.3E+2	2268.1

注)農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注)衛生害虫…蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫
不快害虫…ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等